

「北九州市健康づくり推進会議」開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市健康づくり推進会議(以下「会議」という。)の開催にあたって必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 会議は、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項で定める本市の健康増進計画である「第三次北九州市健康づくり推進プラン」の進捗状況を報告し、幅広く意見を聴取するとともに、本市の健康づくり施策等に関する意見交換を行うことを目的とする。

(構成員)

第3条 構成員は、健康づくりについて優れた識見や専門知識を有する者、市民及びその他関係者の中から保健福祉局長が選任した者をもって構成する。

2 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

3 保健福祉局長は、会議において必要があると認める者を、構成員として加えることができる。

(任期)

第4条 構成員の任期は、3年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第5条 保健福祉局長は、構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者であることが判明した場合

(2)その他構成員であることが不相当と保健福祉局長が認めた場合

(座長)

第6条 会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は会を代表し、会務を総理する。

(会議の公開等)

第7条 会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

- (1)法令等に特別の定めがある場合
- (2)不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項を協議する場合
- (3)円滑な運営が損なわれるおそれがある場合
- (4)その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(議事録の公開)

第8条 公開の会議については、その議事録を作成する。議事録には次の事項を記載するものとする。

- (1)会議名
- (2)議題
- (3)開催日時
- (4)開催場所
- (5)出席者氏名
- (6)議事概要
- (7)会議経過(発言内容)
- (8)その他必要な事項
- (9)問い合わせ先

(運営)

第9条 会議は必要に応じ座長が招集する。

2 会議の庶務は、保健福祉局健康医療部健康推進課において処理する。

(責務)

第10条 構成員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年12月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。